

第●条（患者、家族によるセクシュアルハラスメントの禁止）

- 1 患者、家族は、職員や他の患者などの当院の関係者に対し、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - ① 性的な事実関係を尋ねること
 - ② 性的な内容の情報を意図的に流布すること
 - ③ 性的な関係を強要すること
 - ④ 必要なく身体に触ること
 - ⑤ わいせつな図画を配布すること
 - ⑥ その他、性的な内容の発言及び性的な行動に該当すること
- 2 当院は、患者が前項の行為を行ったときは、行為の具体的態様や患者の状態などに応じて、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 当院は、患者の家族が第1項の行為を行ったときは、同人の当院敷地への立ち入り、患者への面会などを禁止、制限する措置を講じることができる。